

				<p>病発生時必要と認められた場合のけい留命令をすること。</p> <p>2 同法第13条の規定による臨時の予防注射の実施に関すること。</p> <p>3 同法第15条の規定により狂犬病発生時における移動を制限すること。</p> <p>4 同法第18条の2の規定によりけい留されていない犬を薬殺すること。</p> <p>5 犬抑留所又は犬焼却場を設置すること。</p> <p>6 犬捕獲人の指定に関すること。</p>		
		7 動物の愛護及び管理に関すること。		1 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第3条の規定による動物愛護週間の実施に関すること。		<p>1 同法第18条の規定による犬及びねこの引取りに関すること。</p> <p>2 同法第19条の規定による負傷動物等の収容に関すること。</p>
		8 食肉衛生検査所及び動物管理センターに関すること。				
土木部	道路総務課	1 道路の管理に関すること。	1 県道の路線の認定、変更及び廃止を行うこと。	1 道路法（昭和27年法律第180号）第19条の規定により県界地に係る道路の管理の方法を定め、同法第	1 同法第20条の規定により兼用工作物の管理の方法を定め、同法第55条の規定によりその費用負担の方法を	

		<p>54条の規定によりその費用負担の方法を定めること。</p> <p>2 同法第37条の規定により道路占用の禁止又は制限区域の指定を行うこと。</p> <p>3 同法第44条の規定により沿道区域の指定を行うこと。</p> <p>4 同法第48条の2の規定により自動車専用道路の指定を行うこと。</p> <p>5 同法第48条の7の規定により自転車専用道路等の指定を行うこと。</p> <p>6 同法第71条第2項の規定により監督処分を行うこと。</p> <p>7 同法第94条の規定により不用物件の返還を行うこと。</p>	<p>定めること。</p> <p>2 同法第21条の規定により他の工作物の管理者に対する工事施行命令を行い、同法第60条の規定によりその費用負担額を決定すること。</p> <p>3 同法第71条第4項の規定により道路監理員の任免を行うこと。</p> <p>4 車輛制限令（昭和36年政令第265号）の施行に関する道路の指定を行うこと。</p> <p>5 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条の規定により電線共同溝を整備すべき道路の指定を行うこと。</p>	<p>1 同法第18条の規定により道路の区域の決定、区域の変更及び供用開始を行うこと並びにそれらに伴う告示に関すること。</p>
2 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）に関すること。	<p>1 同法第6条の規定により協議に応じ、又は同意を行うこと。</p> <p>2 同法第7条の18の規定により同意を行うこと。</p>		<p>1 同法第7条第2項の規定により意見を決定し、又は同意を行うこと。</p> <p>2 同法第7条の19の規定により意見を決定し、又は同意を行うこと。</p>	
3 軌道に関すること。				<p>1 軌道法の規定による主務大臣の職権を都道府県知事に委任する政令（昭和28年</p>

						政令第257号)に基づく認可を行うこと。
		4 道路運送法(昭和26年法律第183号)に関すること。				1 同法第91条の規定による道路管理者の意見を決定すること。
		5 道路の美化に関すること。				
		6 国有財産に関すること(道路法の道路敷及び法定外公共物の里道に限る。)				
土木部	道路政策課	1 道路に係る施策の企画、総合調整及び推進に関すること。				
		2 高規格幹線道路及び地域高規格道路に関すること。				
		3 道路公社に関すること。				
土木部	道路整備課	1 道路の建設に関すること(道路の新設及び改良に限る。ただし、交通安全施設の整備に関するものを除く。)				
		2 市町村道に関すること(道路保全課の分掌事務に係るものを除く。)			1 市町村国庫補助工事の完了の認定をすること。	
土木部	道路保全課	1 道路の維持に関すること。		1 道路法第46条第1項の規定により異常気象時等における通行規制区間の指定を行うこと。		1 道路パトロール実施計画を決定すること。 2 道路通行規制の報告に関すること。
		2 道路の建設に関すること(道路整備課の分掌事務に係るもの				